

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記2の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年12月5日 横浜地方法務局湘南支局 登記官 秋山 篤
記

1 手続番号

- (1) 0210-2023-0001
- (2) 0210-2023-0005

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

- (1) 高座郡寒川町田端294番4
- (2) 高座郡寒川町一之宮三丁目1394番2